（受講資格）

**第六条**　法第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める学歴及び実務の経験を有する者は、次に掲げる者とする。

一～三　（略）

四　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学又は獣医学の正規の課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、三年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験又は三年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者

五～七　（略）

（試験委員の要件）

**第十九条の五**　法第九条の四第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一　（略）

二　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において建築物衛生に関する研究の業務に従事した経験を有するもの

三　（略）

（清掃作業監督者講習等の登録基準）

**第二十五条の四**　厚生労働大臣は、第二十五条の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　第二十五条第二号イの登録　講習の内容が次に該当するものであること。

イ　（略）

ロ　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1)　（略）

(2)　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　（略）

二　第二十五条第二号ロの登録　再講習の内容が次に該当するものであること。

イ　（略）

ロ　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1)　（略）

(2)　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　（略）

（受講資格）

**第六条**　法第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める学歴及び実務の経験を有する者は、次に掲げる者とする。

一～三　（略）

四　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学又は獣医学の正規の課程を修めて卒業した後、三年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験又は三年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者

五～七　（略）

（試験委員の要件）

**第十九条の五**　法第九条の四第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一　（略）

二　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において建築物衛生に関する研究の業務に従事した経験を有するもの

三　（略）

（清掃作業監督者講習等の登録基準）

**第二十五条の四**　厚生労働大臣は、第二十五条の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　第二十五条第二号イの登録　講習の内容が次に該当するものであること。

イ　（略）

ロ　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1)　（略）

(2)　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　（略）

二　第二十五条第二号ロの登録　再講習の内容が次に該当するものであること。

イ　（略）

ロ　次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

(1)　（略）

(2)　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

(3)　（略）